

反対討論要旨(2010/03/24)

私は、日本共産党県議団として、提案された議案のうち、21件に賛成し、反対する9件の議案の主なものと、請願・陳情の委員会審査結果に反対する主なものについて、その理由を述べ、討論いたします。

まず、議案第22号「平成22年度県一般会計予算」、議案第26号「平成22年度県港湾整備事業特別会計」については、一括して理由を申し述べます。

反対の理由の第1は、これらの中には、県職員の給与に関して、給与表のマイナス改定や期末・勤勉手当の支給率の引き下げ、義務教育等教員特別手当の支給額の引き下げ、財政難を理由にした7年連続の賃金カットが含まれている点であります。

第2には、不要不急の大型開発の公共事業に多額の事業費が費やされている点であります。未だ用途が決まっていない人工島一マリンポートかごしまに、一般会計予算で8,000万円。港湾整備事業特別会計に1億5600余万円。15年間も続いている島原・天草・長島架橋の調査費に930万円、同じく23年目の建設促進事業に228万円。2年目の錦江湾横断交通ネットワーク可能性調査事業に2,149万円。さらに、開発の破綻のツケを県民に押しつける臨空団地分譲特別対策事業費補助も5年目であり8,200万円計上されています。

第3には、その一方で、県民の暮らしや福祉、教育に関する予算の削減や支出抑制がなされている点です。

私学助成について、国の高等学校就学支援金が支給されることから、県の私立高等学校入学金・授業料補助の予算の大幅な削減がなされました。これでは、国の支援金が、私学の高校生のためではなく、自治体の支援に使われたことになってしまいます。広島県では、補助の対象者と補助額を増やしました。本県でも、少なくとも今年度の予算と同額を計上し、対象者を広げたり、補助額を増やすことにまわすべきです。乳幼児医療費助成についても、対象年齢の引き上げと引き替えに所得制限が導入されました。県営住宅も家賃の値上げが行われています。

財政難を理由に、県民の暮らしに直接かかわる予算を削る姿勢について、断固反対するものです。

以上の理由で、これらの議案に賛成できません。

次に、議案第35号「鹿児島県職員定数条例の一部を改正する条例制定の件」についてであります。これは、平成17年度の職員の条例例数から集中改革プランの縮減目標数である630人を差し引くものですが、この定数外には、多くの非常勤職員、臨時職員などがいま

す。産休代替や病休代替の臨時職員は仕方ないとしても、毎年更新し10年で雇い止めとなつてゐる非常勤職員については、正規職員として職員定数に加え、安定した身分の元、専門的知識を生かし、経験の蓄積と県下の市町村への啓発、指導・助言に力を尽くし、県民の期待に応える県政をめざすべきであります。職員の健康面から見ても、昨年度の長期療養休暇・休職者のうち、精神・行動障害は61名、一般に長時間労働との関連性が強いとされている脳・心臓疾患については11名。合わせると、100人に1人の割合となります。

職員数が削減され、仕事は増える中で、給与の削減が続いている、このような労働環境の悪化に反対する立場で、本議案に反対するものです。

次に議案第38号「鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例制定の件」についてであります。この中には、商工労働部、技能検定実技試験手数料の引き上げが含まれています。この手数料は、政令において標準の金額が示されているものであります、金額自体は条例で定めることになっており、本県でも、段階を踏まえて標準の金額に近づけていくというものであります。実技試験の会場など、本県の地理的な条件を考えても、また、現在、雇用状況が厳しい中で、国も県も予算を増額し、職業訓練を行い、雇用創出を図ろうとしていることからも、技能検定試験の手数料の引き上げは、雇用対策に逆行するものであり、認めることはできません。

次に、議案第45号「児童福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件」についてであります。

これは、県立の児童福祉施設「菊花寮」を廃止し、民間移譲する議案であります。

入所者の大半がDV被害者であることから、県としても、施設の必要性は認めているところであります。「菊花寮」は、46年も前に移転整備されたものですが、民間移譲によって、老朽化した施設の補修等の整備が委譲される民間の負担となります。また、鹿児島市以外の市町による措置で入所した際、これまで、国が1/2、県と市町で1/4ずつ負担していたものが、県の負担がなくなり、市町が1/2負担することになります。

本議案は、財政難を理由に、施設の整備についての県の責任を放棄するものであり、賛成できません。

次に議案第46号「鹿児島県工業技術センター手数料及び使用料徴収条例の一部を改正する条例制定の件」についてであります。

これは、大島紬技術指導センターを県工業技術センターに統合するための条例改正であります。これによって、従来の大島紬技術指導センターという名称は無くなり、県工業技術センター紬部となります。大島紬は、長い歴史と伝統を有する本県地域経済の一翼を担う重要な地場産業であります。長期にわたって大島紬産業が低迷している中で、いっそう、マイナ

スのメッセージを発することになり本県の特産品地場産業の振興に反すること、さらに、県職員の配置も、現在の10名から6名に減ることになり、地域振興にもマイナスの影響を与えることは否めません。よって、本議案には賛成できないものであります。

次に請願第4008号「私学への助成について」は、私学の学費の補助や奨学金制度の充実などによる保護者の教育費の負担軽減を求めるものであり、委員会審査結果では、一部不採択、一部継続となっておりますが、これは、採択すべきであることを主張いたします。

来年度、国の高等学校等就学支援金によって、年額11万8800円が助成され、公立高校の授業料については、実質無償になりますが、私立高校の授業料は、平均35万円であり、差額が本人負担として残るものです。

憲法は、国民の教育への権利を認め、それを受け改定教育基本法第4条第1項でも、「すべての国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける権利を与えられなければならず、人権、心情、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。」と定めており、経済的理由で教育を受けられないことは本来あってはならないことです。

学費を無償化するには、相当の財源が必要ですが、これまで自民党や財界は「バラマキ」と非難し、「受益者負担主義」を押しつけ「世界一高い学費」を作り出してきました。私立学校の、公立学校と同様に、法律にもとづいて設立・運営されており、国民の教育を受ける権利を保障するための公的な教育機関です。特に、私立高校は、公立7割、私立3割で、子どもたちの内、3割は私立に通うことが決まっています。こうした現状からすれば、公立高校の授業料が無償化され、私立高校は無償化にはるかに遠いということは、あまりの不平等と言わざるをえません。

本県では、国の就学支援金の創設によって、私立高等学校入学金・授業料補助を大幅に減額しました。少なくとも、21年度と同額の予算を組めば、補助制度の所得要件の緩和や、助成額の増額が可能となります。また、奨学金についても、現制度の拡充や返済不要の給付制奨学金の創設が求められています。以上の理由により、本請願は採択すべきであります。

次に、陳情第4034号「すべての子どもたちにゆきとどいた教育を求めるための陳情書」が、委員会審査結果で不採択となっていますが、これは採択すべきであることを主張いたします。本陳情の項目は、30入学級の実現や教育費の負担軽減や普通教室へのクーラー設置など、全ての子どもにゆきとどいた教育を実現するための環境整備を求めるものであります。

本陳情の項目の実現を阻んでいるのは、国の貧困な教育予算です。日本の教育予算の水準はGDP比3.4%でOECD諸国最下位、諸国平均の7割にも達していません。そのため日本はヨーロッパとくらべて教育条件が大きく立ち遅れています。財界が「もっと教育予算を削れ」と圧力をかけ、自公政権はその言いなりに、予算を抑制してきた結果です。いま圧倒

的多数の教育関係者は一致して教育予算の増額を求めていました。本陳情は、採択し、教育予算の拡充を国に求めるべきであります。

次に、陳情第4035号「徳之島高等学校に養護学校分教室の設置を求める陳情書」が委員会審査結果で継続審査となっておりますが、これも直ちに採択すべきであることを主張いたします。

本県では、特別支援教育において、離島などで高等部がない地域では、中学校や中学部を卒業後、親元を離れて寄宿舎のある養護学校に移らなければなりません。毎年、この時期になると、つらい選択を余儀なくされ、家族はもちろん、地域の同級生と涙ながらに別れるという光景が見られます。

中学を卒業後、どの高校を目指すのか、どこで学ぶのか、健常児には、選択肢がいくつもありますが、障害児には、選択肢がありません。地域で生活したいという子どもに、その道を保障するための工夫をすべきであります。子どもたちは、日々成長していきます。本陳情は、直ちに採択し、県教育委員会にその方策をもとめるべきです。

最後に、陳情第5053号「350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書採択の陳情」が委員会審査結果で継続審査となっておりますが、これも、直ちに採択すべきであることを主張いたします。

先週、県議会は全員協議会で、C型肝炎の患者さんとの懇談を行い、患者さんの置かれている実情や本陳情の背景などについて勉強する機会を得ました。

そこで明らかになったように、「薬害肝炎被害者救済特別措置法」はできましたが、99%の被害者は、「薬害」と認定されるためのカルテや証言を得ることができず、この特措法では、救済されません。また、インターフェロン治療助成の制度がつくられていますが、実際には、その治療による副作用のため、仕事の継続が困難であり、生活費の保障が無い中で、治療に踏み切れない患者さんが多く存在しています。厚生労働省の「薬害肝炎の検証及び再発防止に関する研究班」の実態調査でも、薬害肝炎の被害者の約3割が退職や転職を余儀なくされたことが明らかになりました。

ようやく、肝炎対策基本法という入れ物はできましたが、そこに、どういう施策や制度をどのような予算で入れていくのかは、これからです。全国で350万人にも及び、一日120人も亡くなっている肝炎患者の救済のためには、一刻も猶予はできません。本陳情は、直ちに採択すべきであります。

以上で、反対討論を終わります。